国民健康保険が 使える施術と使えない施術

整骨院・接骨院、はり・きゅう、マッサージのかかり方

(問い合わせ) 国保課給付係(市庁舎1階、☎65・4138)



柔道整復師の施術を受けられる整骨院・接骨院や、はり・きゅう、マッサージは、一定の条件を満たす場合は、病院の受診と同様に健康 保険が適用されます。健康保険が使える範囲について、以下のとおり具体的に説明します。

①整骨院・接骨院

保険適用となるもの

▶次のような負傷やけがで、急性な場合

- ねんざ (くじく、ひねる)
- 打撲(打ち身)
- 挫傷(肉離れなど)
- 骨折・脱臼(応急手当を除き医師の同意が必要)
- 骨・筋肉・関節の痛みで、その負傷原因がはっきりしているとき

保険適用とならないもの

▶次のような慢性的な症状や疲労が要因の場合

- 肩こり
- 脳疾患の後遺症
- 症状の改善がみられない長期の施術
- ▶病院や診療所で、同じけがを治療する場合
- ▶仕事、通勤途中のけがで、労災保険が適用となる場合

施術を受ける時の注意事項

▶負傷原因をはっきり伝えましょう

いつ、どこで、何をして、どんな症状があるのかを、正確に伝えて、 健康保険が使えるのかを相談しましょう。

②はり・きゅう、マッサージ

保険適用となるもの

▶次の病気や症状で、医師が必要と認める場合

(施術の前に医師の同意書または診断書を提出) 〈マッサージ〉

〈はり・きゅう〉

- ・リウマチ
- ・五十肩
- 神経痛
- ・腰痛症
- 頚腕症候群
- ・頸椎ねんざ後遺症

筋肉がまひして

自由に動かせない症状(筋まひなど)

・関節が硬くて動きが悪い症状 (関節拘縮など)

※マッサージは傷病名ではなく 症状に対する施術となります。

保険適用とならないもの

- ▶医師の同意がない場合
- ▶病院や診療所で同じ疾患を治療中の場合
- ▶疲労回復や癒しを目的とする場合

施術を受ける時の注意事項

▶医師の同意書または診断書をもらいましょう

施術の前に医療機関を受診し、医師の同意書または診断書をもらい、 施術所に提出してください。

◉「療養費支給申請書」は患者本人が署名を

整骨院などで施術を受けた際に署名を求められる「療養費支給申請 書」は、患者が柔道整復師などに委任をして、治療費を保険者に請求 し、支払いを受けるために必要な書類です。委任欄に記入する際は、 傷病名、日数、金額をよく確認し、原則患者本人が自筆で署名をして ください。

手首の負傷などにより自筆できない場合は代筆でも可能ですが、そ の場合は母印(整骨院・接骨院)、押印(はり・きゅう、マッサージ) が必要です。

白紙の用紙に署名をしたり、印鑑を渡したりするのは、誤った請求 につながる恐れがありますので注意してください。

●施術が長期にわたる場合は、医師の診察を受けましょう

長期の施術を受けても改善が みられない場合には、内科的要 因も考えられるので、医師の診 察を受けましょう。



●受診内容などの照会にご協力ください

市では、整骨院・接骨院、はり・きゅうなどにかかる「療養費支給 申請書」の内容点検と施術内容の照会を行っています。

適正な医療費を支払う上で調査が必要と判断したときには、文書で 負傷原因や治療日数・内容などを確認する場合があります。照会の文 書が届いたら、回答にご協力をお願いします。

※皆さんからの回答結果は、この目的以外に利用することはありません。

治療記録・領収書は必ず保管してください

整骨院・接骨院などで治療したときは、負傷部位、施術内容、施術 年月日を記録して、領収書を保管してください。

◉領収書は控除を受ける際も使えます

領収書と市が定期的に送付 する医療費通知の金額などに 相違があった場合は、国保課 へ連絡してください。なお、 領収書は、医療費控除を受け る際にも必要となります。

